

様式第4号の1(第6条関係)

第 号  
年 月 日

## パートナーシップ宣誓証明書

氏名  
\_\_\_\_\_様

氏名  
\_\_\_\_\_様

生年月日  
\_\_\_\_\_年 月 日

生年月日  
\_\_\_\_\_年 月 日

住所  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

住所  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

宣誓日  
\_\_\_\_\_年 月 日

まんのう町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領し、ここに証明書を交付します。

まんのう町は、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしくいきいきと活躍されることを願っています。

まんのう町長

○ 注意事項

1. この証明書は、まんのう町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。

なお、この証明書は、法律上の効力を有するものではありません。

また、まんのう町の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。

2. 次の場合には、宣誓書の写し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。

- (1) 宣誓者双方の意志により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方または双方が町外に転出したとき。
- (4) 要綱第3条など、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 宣誓が無効となったとき。
- (6) 宣誓書の写し、宣誓証明書及び宣誓証明カードの返還を希望するとき。

3. 次の場合には無効になります。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 宣誓者の要件の規定に反しているとき。
- (4) 転入予定で宣誓をした場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- (5) 証明書等を不正に利用したことが判明したとき。

○ 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名(外国籍の方の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

【この証明を提示された方へ】

まんのう町では、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

この証明書は、お二人が互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことをまんのう町として証するものです。

法律上の効力を有するものではありませんが、証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。